

寄付金控除についてのお知らせ

社会福祉法人 日本医療伝道会

日頃は、日本医療伝道会のためにご支援を賜り感謝いたします。

さて、社会福祉法人 日本医療伝道会は、税法の改正により2011年12月27日に「税額控除のできる要件を満たしている」との証明を神奈川県より受けました。これにより多くの個人支援者の皆様は、下記の「税額控除」の方法により、より大きな金額の所得税の還付を受けられることとなりました。(2011年1月1日以降寄付分から適用)

寄付金控除を受けるためには、所轄税務署で確定申告を行って下さい。その際、当法人が発行した領収書と別紙の「税額控除に係る証明書」の写し(税額控除を選択する場合)の添付が必要となります。

■ 税の種類について(その他の税の種類に関しては、裏面をご参照下さい。)

所得税(個人の方)

確定申告の際に、税額控除または所得控除のいずれかを選択することができます。

● 税額控除(新制度)

次の算式により算出された額が、所得税額から控除されます。

(寄付金合計額(総所得金額等の40%が限度) - 2000円) × 40% = 税額控除対象額
控除対象額は、所得税額の25%が限度です。

● 所得控除(従来 of 制度)

次の算式により算出された額が、課税所得から控除されます。

(寄付金合計額(総所得金額等の40%が限度) - 2000円) = 所得控除対象額

※ 税額控除か所得控除のどちらか有利な方を選択し、所得税の控除を受けることができます。詳しくはお近くの税務署にお尋ね下さい。

地 福 第 491 号

平成28年11月25日

社会福祉法人日本医療伝道会
理事長 窪谷 千英 様

神奈川県知事 黒岩 祐光



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、下記のとおりです。

記

(有効期間)

平成28年11月25日 から 平成33年11月24日 まで

- 所得税のほかにも税制上の優遇措置があります。

住民税（個人の方）

① 県民税（神奈川県）

当法人の事業所がある神奈川県に住民登録している方は、神奈川県民税の寄付金控除の対象となります。その年に支出した寄付金額－2000 円の 4 %が県民税から控除されます。（寄付金の限度額は、総所得金額の 30%です）

② 市町村民税

横須賀市・三浦市・逗子市・葉山町・鎌倉市に住民登録している方は、市町村民税の寄付金控除の対象となります。県内でその他の自治体の方はお住まいの市町村へお問い合わせ下さい。（当法人の寄付金税額控除を条例で指定した自治体に限定されます）その年に支出した寄付金額－2000 円の 6 %が市町村民税から控除されます（寄付金の限度額は、総所得金額の 30%です）

法人税（法人の方）

以下により計算した金額以内の金額を一般の寄付金とは別枠で損金の額に算入することができます。

次に掲げる金額の合計額の 2 分の 1 に相当する金額

- イ その事業年度終了の時における資本金等の額（ゼロに満たない場合はゼロとします）を 12 で除し、これにその事業年度の月数を乗じて計算した金額の 1000 分の 2.5 に相当する金額。
- ロ その事業年度の所得の金額の 100 分の 5 に相当する金額

相続税

遺贈（遺言により遺言者の財産を無償で譲ること）や相続財産の寄付について、税制上の優遇措置が受けられます。詳細は最寄りの税務署や税理士にお問い合わせ下さい。

個人寄付金控除の手続

寄付金控除を受けるためには、1月1日～12月31日までの寄付について、翌年の3月15日までに税務署で確定申告を行う必要があります。それにより、寄付された年分の所得税還付と翌年度分の住民税の税額控除が受けられます。

この度は、日本医療伝道会の活動のために、ご寄付を賜りまして誠にありがとうございます。皆様からのご支援のお気持ちをしっかり受け止めて、当法人各グループのサービス活動のため、大切に使用させて頂いております。

（お問い合わせ先）

確定申告に関するお問い合わせ－所轄の税務署までご相談下さい。

条例指定自治体に関するお問い合わせ－お住まいの都道府県、市区町村までご相談下さい。

社会福祉法人 日本医療伝道会 法人事務局 財務部

〒238-8588 神奈川県横須賀市小矢部 2-23-1

TEL 046-852-1492 FAX 046-852-1183

ホームページ www.kinugasa.or.jp/ e-mail soumuka@kinugasa.or.jp